

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

北上市長

市町村名 (市町村コード)	北上市 (032069)
地域名 (地域内農業集落名)	立花 (三坊木・館、塩釜、下吉内、上吉内、上野、沢野、下野、曠土・桜町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月8日 (令和7年度第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化(高齢化率約40%)により後継者が不足しているため、新たな担い手の確保が求められる。 ・農業所得確保と景観維持のため、中山間の条件不利地での営農又は保安全管理が必要となる。ただし、鳥獣被害があるため、対策を施しながらの作付けが必要。 ・地域の活性化のため地場産ワインを手掛けるワイナリーは、観光資源として活用する。 <p>【地域農業にかかる情報】 担い手:個人経営体5人、団体経営体(法人・集落営農組織等)1経営体</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・市街地近郊であることや近隣の観光施設を生かした観光農園や体験農園などの土地利用を検討する。 ・地場産ワインを例に、6次産業化による高付加価値を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	109.7 112.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	79.8 74.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理事業を活用して、担い手に対する農地の集積を進めるとともに、契約の更新時期を迎える際には、地域の話し合いの場を活用して、積極的な農地の集約化に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・相対での契約から農地中間管理事業での貸借への切り替えを進める。 ・地域の話し合いにより農地の集約化を図る際には、原則農地中間管理機構を通じた貸借を実施する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・担い手の確保と経営の効率化のために農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備実施を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市や県機関、JA等が連携し、地域内外から多様な担い手を確保するとともに、新規就農へつながった際には、栽培技術のサポートや活用可能な事業の情報提供など、定着に対する伴走支援を実施する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域内農作業の効率化と保全管理のための手段とするために、外部の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害による収益低下がみられることから、地域が一体となった電気柵設置を検討する。
- ⑤地元産のワイナリーにより高付加価値化や観光資源化を実践する。
- ⑧地域農業の維持・拡大を図るため、農業用施設の整備や更新を検討する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

北上市長

市町村名 (市町村コード)	北上市 (032069)
地域名 (地域内農業集落名)	飯豊 (天道、十文字(飯豊村)、森下、中館、宇南、藤巻、唐戸崎、向、街道下、新道、戸田、門屋、岡田、ニツ屋、藤沢、上大堰川、下大堰川、沼田、大下、蒲沢、春日、北開拓、南開拓、長根(飯豊村)、小在家、八ツ森)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月20日 (令和7年度第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・狭小農地(一部10a区画)や水路未整備の区画があるため、圃場条件の改善が必要。 ・個人経営体为中心であり、地域を母体とする集落営農組織がないため、集落営農組織の設立を視野に入れる必要がある。また、大規模農家が離農した時に地域で農地をカバーし合う体制が必要である。 ・畜産農家の自給飼料の作付けにより、地域内農地の活用を継続していく必要がある。 <p>【地域農業にかかる情報】 担い手:個人経営体82人、団体経営体(法人・集落営農組織等)14経営体 主な作物:水稲、麦、大豆、飼料作物(粗飼料)、りんご</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・水稲は省力化や低コスト栽培による経費削減と、高品質・良食味米の生産へ取り組む。 ・畜産農家の所得向上のため、市やJAと一体となり、ブランド力強化の取組を推進する。 ・りんご生産は、JAとの協力により産地として確立して、需要と所得を確保する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1230 1218.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	994.0 991.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理事業を活用して、担い手に対する農地の集積を進めるとともに、契約の更新時期を迎える際には、地域の話し合いの場を活用して、積極的な農地の集約化に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・契約の更新時期を迎える際には、原則として農地中間管理事業での貸借を進める。 ・農地中間管理機構を通して貸借をしている農地にあつては、地域の話し合いにより積極的な農地の集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
・担い手の確保と経営の効率化のために農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備実施を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・現状の担い手と後継者の育成を基本とするが、市や県機関、JA等が連携し、地域内外から多様な担い手を確保する。新規就農者の参入が見込まれる際には、栽培技術のサポートや活用可能な事業の情報提供など、定着に対する伴走支援を実施する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域内農作業の効率化と保全管理のための手段とするために、外部の農業支援サービス事業者参入を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③ドローンによる防除や収量計測コンバインと組み合わせたピンポイント施肥などの低コスト・省力化栽培を目指す。
- ⑤りんごの生産団地を有するため、担い手の確保と栽培技術の熟成により営農の継続を図る。
- ⑦水田転換畑での麦・大豆や飼料作物の生産が多いため、水田活用の直接支払交付金にかかる水張要件を鑑みて、ブロックローテーションや畑作の本作化を検討していく。
- ⑧地域農業の維持・拡大を図るため、農業用施設の整備や更新を検討する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

北上市長

市町村名 (市町村コード)	北上市 (032069)
地域名 (地域内農業集落名)	二子 (下通、才ノ羽々、岡島、中島、高屋、西川目、鳥喰上、鳥喰下、上川端、下川端、上宿表、上宿裏、下宿表、下宿裏、和小路、築館)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月19日 (令和7年度第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・畑の不作付地が増加しており、保全管理を行うに留まるエリアの解消。
- ・地域の特産でありGIを取得している「二子さといも」の作付け農家と経営面積の拡大をしていく。
- ・基盤整備済の区画にあっても、暗渠排水機能の低下がみられるため、再施工や改修が必要。

【地域農業にかかる情報】

担い手:個人経営体24人、団体経営体(法人・集落営農組織等)7経営体
主な作物:水稲、大豆、二子さといも

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・栽培指針の確立と担い手の確保により安定供給の基盤を形成し、ブランド力強化を図る。
- ・水稲と畑作物のブロックローテーションを実施し、連作障害の回避を行い、単収向上に取り組む。
- ・地域内畜産農家や肥料販売業者との連携により、地域全体での資源循環と農産物販売を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1230 1218.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	413.0 411.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理事業を活用して、担い手に対する農地の集積を進めるとともに、地域の話し合いの場を活用して、積極的な農地の集約化に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構を通して貸借をしている農地にあつては、地域の話し合いにより積極的な農地の集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
・経営の効率化のために、農地耕作条件改善事業等を活用し、簡易な基盤整備や圃場条件改善の取組実施について、検討を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市や県機関、JA等が連携し、親元収納や地域内外から多様な担い手の確保、新規就農を志す者には、栽培技術のサポートや活用可能な事業の情報提供など、定着に対する伴走支援を実施する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域内農作業の効率化と保全管理のための手段とするために、外部の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③ドローンによる防除や直播などの省力化に資する機器や技術の導入を進める。
- ⑧地域農業の維持・拡大を図るため、農業用施設の整備や更新を検討する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

北上市長

市町村名 (市町村コード)	北上市 (032069)
地域名 (地域内農業集落名)	更木 (堀の内、共栄、六日市、中西・戸桜、舟渡、石名畑・中宿、野澤、八天、山寺、大竹、糯の沢、長根(更木村))
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月28日 (令和7年度第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・中山間地域において、一部が畑地化促進事業で採択。鳥獣被害対策を行いながら、営農継続をするエリアと保安全管理、若しくはそれ以外の土地利用の方法について、協議していく必要がある。
 ・平場地域は、営農の効率化と後継者の確保のため、区画拡大(20a→30a以上)と暗渠再施工を要する。
 ・養蚕及び桑の葉を利用した加工品生産の地盤
【地域農業にかかる情報】
 担い手:個人経営体13人、団体経営体(法人・集落営農組織等)2経営体
 主な作物:水稲、麦、大豆、たまねぎ、桑

(2) 地域における農業の将来の在り方

・畑地化促進事業に採択され、営農継続を行うエリアは麦、大豆及びたまねぎの作付けが定着しているため、国事業を活用し、電気柵を設置することにより、被害を軽減して単収向上へ努める。
 ・平場においては、水稲作付けを基本とし、低コスト化や**独自ブランドでの販売**により所得を確保する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	348.0 346.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	223.0 216.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理事業を活用して、担い手に対する農地の集積・集約化は、概ね済んでいる。作付け品目を主として、農地の交換が必要な場合には、積極的な団地化に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・担い手に対する集積の9割方が農地中間管理機構を利用している状況。今後も貸借を行う際には、原則として農地中間管理機構を利用した貸借を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・担い手の確保と経営の効率化のために農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備実施を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市や県機関、JA等が連携し、地域内外から多様な担い手及び農業法人の従業員を確保するとともに、新規就農へつながった際には、栽培技術のサポートや活用可能な事業の情報提供など、定着に対する伴走支援を実施する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域内農作業の効率化と保全管理のための手段とするために、外部の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害による収益低下がみられることから、国事業を活用した電気柵設置を行う。
- ③ドローンによる防除や直播などの省力化に資する機器や技術の導入を進める。
- ⑦土地改良区からの地区除外を実施したエリアについて、最適な土地利用の方法を検討していく。
- ⑧地域農業の維持・拡大を図るため、農業用施設の整備や更新を検討する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

北上市長

市町村名 (市町村コード)	北上市 (032069)	
地域名 (地域内農業集落名)	黒岩 (呉竹・馬場・根岸、館、宿(立花村)・岩崎、三坊木、万内、五月田・新屋・鴻ノ巣、湯沢、荒目、沢目)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月22日 (令和7年度第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化(高齢化率約40%)により後継者が不足し、集落営農組織の経営継続が危ぶまれるため、経営の持続化と新たな担い手の確保が求められている。 ・水田転換圃場について、営農継続を図っていくか否かのエリアに応じた協議を進める必要がある。 ・鳥獣被害が深刻である。集落営農組織の経営継続のためにも、電気柵の設置を図る。 <p>【地域農業にかかる情報】 担い手:個人経営体7人、団体経営体(法人・集落営農組織等)3経営体 主な作物:水稲、大豆、りんご</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・集落営農組織については、水稲、大豆の生産を今後も経営の軸としていくこととし、鳥獣被害対策に努めることで、単収増へ繋げる。また、経営継続のため、農地として利用するエリアか否かを中長期的な目線で協議していく。 ・りんご生産については、地元産直との連携により、ふるさと納税やネット販売などの多角的な販路の確保を今後も進め、付加価値を高めた販売を行う。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	209.0 210.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	170.0 167.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・集落営農組織と個人の担い手が協議のうえ、農地の集積を進めるとともに、地域の話し合いの場を活用して、積極的な農地の集約化に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構を通して貸借をしている農地にあつては、地域の話し合いにより積極的な農地の集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
・担い手の確保と経営の効率化のために農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備実施を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市や県機関、JA等が連携し、地域内外から多様な担い手を確保するとともに、新規就農へつながった際には、栽培技術のサポートや活用可能な事業の情報提供など、定着に対する伴走支援を実施する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域内農作業の効率化と保全管理のための手段とするために、外部の農業支援サービス事業者等への農作業委託を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害による収益低下がみられることから、地域が一体となった電気柵設置を検討する。
- ⑤ふるさと納税やネット販売などの多角的な販路を検討・確保する。
- ⑧地域農業の維持・拡大を図るため、農業用施設の整備や更新を検討する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

北上市長

市町村名 (市町村コード)	北上市 (032069)
地域名 (地域内農業集落名)	口内 (新町(福岡村)、松坂、蓬田・仁田、古川口、綾内、新田(福岡村)、大鳥田、荒町・飛、水押、小池、外爪木田、内爪木田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月20日 (令和7年度第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化(高齢化率約40%)により後継者が不足し、集落営農組織の経営継続が危ぶまれるため、経営の持続化と新たな担い手の確保が求められている。 ・水田転換圃場について、営農継続を図っていくか否かのエリアに応じた協議を進める必要がある。 ・鳥獣被害が深刻である。集落営農組織の経営継続のためにも、電気柵の設置を図る。 ・現在、基盤整備が進行中の地区以外でも基盤整備が必要である。 <p>【地域農業にかかる情報】 担い手:個人経営体20人、団体経営体(法人・集落営農組織等)5経営体 主な作物:水稲、麦、大豆、りんご</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・集落営農組織については、水稲、麦、大豆等の生産を今後も経営の軸としていくこととし、鳥獣被害対策に努めることで、単収増へ繋げる。また、経営継続のため、農地として利用するエリアか否かを中長期的な目線で協議していく。 ・りんご生産については、地元産直との連携により、ふるさと納税やネット販売などの多角的な販路の確保を今後も進め、付加価値を高めた販売を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	678.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	549.0 557.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理事業を活用して、担い手に対する農地の集積を進めるとともに、契約の更新時期を迎える際には、地域の話し合いの場を活用して、積極的な農地の集約化に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・契約の更新時期を迎える際には、原則として農地中間管理事業での貸借を進める。 ・農地中間管理機構を通して貸借をしている農地にあつては、地域の話し合いにより積極的な農地の集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
・担い手の確保と経営の効率化のために農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備実施を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市や県機関、JA等が連携し、地域内外から多様な担い手を確保するとともに、新規就農へつながった際には、栽培技術のサポートや活用可能な事業の情報提供など、定着に対する伴走支援を実施する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域内農作業の効率化と保全管理のための手段とするために、外部の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害による収益低下がみられることから、地域が一体となった電気柵設置を検討する。
- ③ドローンや草刈り機など、作業の省力化に資するスマート農業技術の導入を検討する。
- ⑧地域農業の維持・拡大を図るため、農業用施設の整備や更新を検討する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

北上市長

市町村名 (市町村コード)	北上市 (032069)
地域名 (地域内農業集落名)	稲瀬 (内門岡、上門岡、共越、上台、親睦、押切(稲瀬村))
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月14日 (令和7年度第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化(高齢化率約40%)により後継者が不足し、集落営農組織の経営継続が危ぶまれるため、経営の持続化と新たな担い手の確保が求められている。 ・担い手の負担軽減のためには基盤整備が必要であることから地域での話し合いを進めていく。 ・水田転換圃場について、営農継続を図っていくか否かのエリアに応じた協議を進める必要がある。 ・草刈、取水がしにくい田があるため基盤整備を進める必要がある。 ・水稲だけでなく、麦やトウモロコシ等の畑作物にも力を入れていく必要がある。 <p>【地域農業にかかる情報】 担い手:個人経営体21人、団体経営体(法人・集落営農組織等)3経営体 主な作物:水稲、大豆、飼料作物(永年性牧草)、とうもろこし</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・独自ブランドでの「銀河のしずく」の販売戦略を練り、地域資源を生かした農産物販売の取り組みを進める。 ・中山間地域での営農継続のために、地域が一体となった作付け計画の検討を行う。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	334.0 335.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	299.0 292.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理事業を活用して、担い手に対する農地の集積を、計画的に進めるとともに、契約の更新時期を迎える際には、地域の話し合いの場を活用して、積極的な農地の集約化に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・契約の更新時期を迎える際には、原則として農地中間管理事業での貸借を進める。 ・農地中間管理機構を通して貸借をしている農地にあつては、地域の話し合いにより積極的な農地の集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
・担い手の確保と経営の効率化のために農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備実施を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市や県機関、JA等が連携し、地域内外から多様な担い手を確保するとともに、新規就農へつながった際には、栽培技術のサポートや活用可能な事業の情報提供など、定着に対する伴走支援を実施する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域内農作業の効率化と保全管理のための手段とするために、外部の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③草刈り作業の省力化、人手不足に対応するため、スマート農業の導入を検討する。
- ⑦⑩日本型直接支払交付金制度及び農村RMO事業の活用による、地域資源を活用した農地の保全管理について、地域が一体となって取り組んでいく。
- ⑧地域農業の維持・拡大を図るため、農業用施設の整備や更新を検討する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

北上市長

市町村名 (市町村コード)	北上市 (032069)
地域名 (地域内農業集落名)	南部 (上組(相去村)、川口、仲町、下組(相去村)、上家、本郷、山根、平林、和田赤坂、土井、大谷地、三十人町、成沢、日香下、本町、十文字(黒沢尻町)、新町(黒沢尻町)、川原町、大曲、橋本、鍛冶町、栄町、花屋町、和野(黒沢尻町)、川岸、孫屋敷・古城場、住吉、若宮、蒲谷地、有田、上野町、打越、古川、笹淵、中央、宿、満田、下川原、元中、銀座、親和、小鳥崎)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月23日 (令和7年度第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・圃場条件を見ながら、水稲の作付若しくは水田転換畑での大豆や小麦、高収益作物(野菜等)の転作を維持していく必要がある。 ・狭小区画かつ宅地化が進むエリアを擁するが、今後の作付け計画について、保全管理も含めて検討していく。 ・小規模農家は高齢化が進んでいるため、次の担い手をどのようにしていくか検討していく。 <p>【地域農業にかかる情報】 担い手:個人経営体63人、団体経営体(法人・集落営農組織等)11経営体 主な作物:水稲、大豆、麦、高収益作物(キャベツ、人参、アスパラガス等)、小菊</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・麦、大豆や野菜等へ、水田農業施策(水田活用の直接支払交付金及び畑地化促進事業)を活用しながらの転換を進めていく。 ・話し合いによる農地の集約化を進め、生産コストの低減を図り、所得向上へ繋げる。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1126.0 1125.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	845.0 851.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・麦、大豆や野菜等へ、水田農業施策(水田活用の直接支払交付金及び畑地化促進事業)を活用しながらの転換を進めていく。 ・話し合いによる農地の集約化を進め、生産コストの低減を図り、所得向上へ繋げる。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・麦、大豆や野菜等へ、水田農業施策(水田活用の直接支払交付金及び畑地化促進事業)を活用しながらの転換を進めていく。 ・話し合いによる農地の集約化を進め、生産コストの低減を図り、所得向上へ繋げる。
(3)基盤整備事業への取組方針
・担い手の確保と経営の効率化のために農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備実施を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市や県機関、JA等が連携し、地域内外から多様な担い手を確保するとともに、新規就農へつながった際には、栽培技術のサポートや活用可能な事業の情報提供など、定着に対する伴走支援を実施する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域内農作業の効率化と保全管理のための手段とするために、外部の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③ドローンや無人ヘリを用いた防除による作業の省力化・低コスト栽培に資する技術を、積極的に導入する。
- ⑧地域農業の維持・拡大を図るため、農業用施設の整備や更新を検討する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

北上市長

市町村名 (市町村コード)	北上市 (032069)
地域名 (地域内農業集落名)	江釣子 (荒屋(江釣子村)、上宿、和野(江釣子村)、上谷地、下谷地、上塚、下塚、林崎、五条丸、本宿、上野中(江釣子村)、下野中(江釣子村)、佐野(江釣子村)、川町、大坊、妻川、下宿、長根(江釣子村)、渋田、中通上、中通下、男鳥、糠塚、新平、鳩岡崎、野崎、曾山、朴島、藤木、鳥海柳、道川、下條)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月23日 (令和7年度第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・担い手の高齢化(約25%)が進んでおり、個人経営体及び集落営農組織の後継者が不足しているため、作付け品目を問わず、新たな担い手の確保が求められる。 ・宅地化の進行かつ狭小区画である条件不利地が多いほか、作付けする農地が分散しているため、担い手同士の話し合いによる農地の集約化を進める必要がある。 <p>【地域農業にかかる情報】 担い手:個人経営体73人、団体経営体(法人・集落営農組織等)14経営体 主な作物:水稲、大豆、りんご、セリ</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・既存担い手同士の話し合いにより、作付けする品目も含めて、農地の集約化に関する検討を行うことで、団地化によるコストの縮減に努める。 ・親元への就農のほか、他地域からの入作を希望する農家の受け入れも促進し、経営規模の拡大により所得増へ努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	842.0 834.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	670.0 666.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理事業を活用して、担い手に対する農地の集積を進めるとともに、契約の更新時期を迎える際には、地域の話し合いの場を活用して、積極的な農地の集約化に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・契約の更新時期を迎える際には、原則として農地中間管理事業での貸借を進める。 ・農地中間管理機構を通して貸借をしている農地にあつては、地域の話し合いにより積極的な農地の集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
・担い手の確保と経営の効率化のために農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備実施を検討する。 ・整備から経年している圃場にあつては、簡易な圃場条件の改善を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市や県機関、JA等が連携し、地域内外から多様な担い手を確保するとともに、新規就農へつながった際には、栽培技術のサポートや活用可能な事業の情報提供など、定着に対する伴走支援を実施する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域内農作業の効率化と保全管理のための手段とするために、外部の農業支援サービス事業者等への農作業委託を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③作業の省力化、経営コストの低減に資するスマート農業機器の導入を進めていく。
- ⑤りんご団地を有するが、後継者の不足により経営の継続が難しいため、親元就農や新規の参入を検討していく。
- ⑦住宅地近隣の農地を中心に、作付け若しくは保全管理を努める担い手の確保を検討していく。
- ⑧地域農業の維持・拡大を図るため、農業用施設の整備や更新を検討する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

北上市長

市町村名 (市町村コード)	北上市 (032069)	
地域名 (地域内農業集落名)	横川目 (烏谷脇、吹上、押切(横川目村)、芦谷地、荒屋(横川目村)、古館、松ノ木、駒込、笠松、土堀、蛭川、百目木、下村、田屋(横川目村)、吉沢、人当、空堰、下組(横川目村)、上組(横川目村)、神楽島)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月9日 (令和7年度第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・集落営農組織や農業法人、規模の大きい個人経営体による水稲、麦、大豆の作付けが中心となる土地利用が図られているため、後継者の確保による将来にわたった経営が行われる必要がある。
 ・現状の担い手が経営規模を拡大するためには、農地の集約化が必須となる状況であるため、これを推進していく必要がある。
【地域農業にかかる情報】
 担い手:個人経営体36人、団体経営体(法人・集落営農組織等)7経営体
 主な作物:水稲、麦、大豆

(2) 地域における農業の将来の在り方

・土地利用型作物の作付けが中心となるため、作業の効率化と低コスト栽培に資する技術の導入を進めて、経費を圧縮することによる所得増へ努めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	823.0 829.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	666.0 668.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理事業を活用して、担い手に対する農地の集積を進めるとともに、契約の更新時期を迎える際には、地域の話し合いの場を活用して、積極的な農地の集約化に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・契約の更新時期を迎える際には、原則として農地中間管理事業での貸借を進める。 ・農地中間管理機構を通して貸借をしている農地にあつては、地域の話し合いにより積極的な農地の集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
・担い手の確保と経営の効率化のために農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備実施を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市や県機関、JA等が連携し、地域内外から多様な担い手を確保するとともに、新規就農へつながった際には、栽培技術のサポートや活用可能な事業の情報提供など、定着に対する伴走支援を実施する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域内農作業の効率化と保全管理のための手段とするために、外部の農業支援サービス事業者等への農作業委託を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③作業の省力化、経営コストの低減に資するスマート農業機器の導入を進めていく。
- ⑧地域農業の維持・拡大を図るため、農業用施設の整備や更新を検討する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

北上市長

市町村名 (市町村コード)	北上市 (032069)
地域名 (地域内農業集落名)	岩崎 (蒼前、深山、田中、高田、久田、小岩、夏油、宿(岩崎村)、梅ノ木、切留、石曾根、望野大東、神楽、新田(岩崎村)、夏油開拓)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月16日 (令和7年度第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・担い手は多いが、圃場が分散しており、スケールメリットによる経営の効率化が図られないため、話し合いによる農地の集約化に努める必要がある。 ・経営規模の拡大により、生産に付随する水管理や草刈りなどの作業への負担が大きくなっているため、省力化や効率化に資するサービスや資機材の導入を進める必要がある。 ・更なる集約化を目指すためには基盤整備を検討する必要がある。 <p>【地域農業にかかる情報】 担い手:個人経営体82人、団体経営体(法人・集落営農組織等)11経営体 主な作物:水稲、麦、大豆、畜産(肉用牛)、野菜(アスパラガス、ピーマンなど)</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・経営規模の拡大を見込むことができる土地利用型作物(水稲、麦、大豆)の生産については、農地の集約化や低コストでの栽培により所得増を図る。 ・主に新規就農を志す者について、水田での野菜栽培へ転換を進める。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1092.0 1094.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	980.0 986.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理事業を活用して、担い手に対する農地の集積を進めるとともに、契約の更新時期を迎える際には、地域の話し合いの場を活用して、積極的な農地の集約化に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・契約の更新時期を迎える際には、原則として農地中間管理事業での貸借を進める。 ・農地中間管理機構を通して貸借をしている農地にあつては、地域の話し合いにより積極的な農地の集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
・担い手の確保と経営の効率化のために農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備実施を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市や県機関、JA等が連携し、地域内外から多様な担い手を確保するとともに、新規就農へつながった際には、栽培技術のサポートや活用可能な事業の情報提供など、定着に対する伴走支援を実施する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域内農作業の効率化と保全管理のための手段とするために、外部の農業支援サービス事業者等への農作業委託を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③ラジコン草刈機や水管理システムなどのスマート農業機器を用いて、栽培に付随する作業の省力化及び低コストでの栽培に繋げていく。
- ⑧地域農業の維持・拡大を図るため、農業用施設の整備や更新を検討する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

北上市長

市町村名 (市町村コード)	北上市 (032069)
地域名 (地域内農業集落名)	煤孫 (反町、田屋(岩崎村)、佐野(岩崎村)、五百刈田、宮沢、荒屋(岩崎村)、堀込田、西田、川原田、門沢、瀬畑、大畑野、泉、山田、岩沢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月16日 (令和7年度第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・圃場が分散しており、スケールメリットによる経営の効率化が図られないため、話し合いによる農地の集約化に努める必要がある。 ・農地の集積及び集約化を進める契機とするために、圃場整備事業の実施を計画的に進める必要がある。 ・鳥獣被害による単収低下が見られるため、被害防止に努める必要がある。 <p>【地域農業にかかる情報】 担い手:個人経営体38人、団体経営体(法人・集落営農組織等)7経営体 主な作物:水稲、麦、大豆</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・圃場整備事業により区画拡大を図り、経営コストの縮減に努める。 ・エリアを区切った電気柵設置を検討し、鳥獣被害による単収低下を防ぎ、収量の増加を図る。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	679.0 680.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	585.0 584.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理事業を活用して、担い手に対する農地の集積を進めるとともに、契約の更新時期を迎える際には、地域の話し合いの場を活用して、積極的な農地の集約化に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・契約の更新時期を迎える際には、原則として農地中間管理事業での貸借を進める。 ・農地中間管理機構を通して貸借をしている農地にあつては、地域の話し合いにより積極的な農地の集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
・担い手の確保と経営の効率化のために農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備実施に向けて地域内の協議を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市や県機関、JA等が連携し、地域内外から多様な担い手を確保するとともに、新規就農へつながった際には、栽培技術のサポートや活用可能な事業の情報提供など、定着に対する伴走支援を実施する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域内農作業の効率化と保全管理のための手段とするために、外部の農業支援サービス事業者等への農作業委託を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害による収益低下がみられることから、地域が一体となった電気柵設置を検討する。
- ⑧地域農業の維持・拡大を図るため、農業用施設の整備や更新を検討する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

北上市長

市町村名 (市町村コード)	北上市 (032069)
地域名 (地域内農業集落名)	和賀町 (後藤野、上後藤、下後藤、北藤根、立野、荒屋敷、道地、小へら、下中野、上中野、割田、池尻、稲葉、鍋屋敷、志賀、長清水、下野中(藤根村)、上野中(藤根村)、一本松、芦子長根、沢田、欠の下、菖蒲田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月28日 (令和7年度第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・集落営農組織や農業法人、規模の大きい個人経営体による水稲、麦、大豆の作付けが中心となる土地利用が図られているため、後継者の確保による将来にわたった経営が行われる必要がある。 ・現状の担い手が経営規模を拡大するためには、農地の集約化が必須となる状況であるため、これを推進していく必要がある。 ・乾田直播に取り組みするためにも、基盤整備が必要である。 <p>【地域農業にかかる情報】 担い手:個人経営体94人、団体経営体(法人・集落営農組織等)16経営体 主な作物:水稲、麦、大豆、小菊</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・水稲、麦、大豆の作付けが今後も中心となっていくため、経営コストの縮減に繋がる農地の集約化をはじめとする取り組みに対して、地域での話し合いをもとに進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1371.0 1368.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1218.0 1217.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理事業を活用して、担い手に対する農地の集積を進めるとともに、契約の更新時期を迎える際には、地域の話し合いの場を活用して、積極的な農地の集約化に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・契約の更新時期を迎える際には、原則として農地中間管理事業での貸借を進める。 ・農地中間管理機構を通して貸借をしている農地にあつては、地域の話し合いにより積極的な農地の集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
・担い手の確保と経営の効率化のために農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備実施を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市や県機関、JA等が連携し、地域内外から多様な担い手を確保するとともに、新規就農へつながった際には、栽培技術のサポートや活用可能な事業の情報提供など、定着に対する伴走支援を実施する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域内農作業の効率化と保全管理のための手段とするために、外部の農業支援サービス事業者等への農作業委託を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③積極的なスマート農業の導入により、低コストでの生産を追求していく。
- ⑧地域農業の維持・拡大を図るため、農業用施設の整備や更新を検討する。